

静岡県河川協会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は静岡県河川協会と称する。
- 第 2 条 本会の事務局は静岡県交通基盤部河川砂防局に置き、各土木事務所に支部を置く。

第 2 章 目的及び事業

- 第 3 条 本会は会員相互の連絡を密にし、県内の治水、利水・河川環境の整備と保全事業及び防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸事業並びに災害復旧事業の促進を図ること目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 治水、利水・河川環境の保全事業の促進
 2. 防護・環境・利用の調和のとれた海岸事業の促進
 3. 災害復旧事業の促進
 4. 河川・海岸及び災害復旧事業の促進を図るための要望活動
 5. 研修会、講習会の開催
 6. 河川・海岸及び災害復旧等に関する功労者の表彰
 7. その他本会の目的達成のための必要な事業

第 3 章 会 員

- 第 5 条 本会は、本会の趣旨に賛同する市町を会員とし、本会の趣旨に協賛する関係者を賛助会員とする。

第 4 章 役員及び会員

- 第 6 条 本会に次の役員を置く。
1. 会 長 1 名
 2. 副会長 3 名
 3. 理 事 若干名
 4. 監 事 2 名
- 第 7 条 会長は会員が推薦し、総会の承認をうけた者を以って充てる。
1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 2. 副会長は会長が委属する。
 3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め定めた順序に従ってその職務を代理する。

- 第 8 条 理事は会長が委属する。
2. 理事は理事会を構成し、通常会務及び緊急事項を処理する。
- 第 9 条 監事は会長が委属する。
2. 監事は会計を監査する。
- 第 10 条 役員任期は2年とする。ただし再選を妨げない。
2. 前項の任期が満了した後も後任者が就任するまでその職務を行う。
- 第 11 条 役員は名誉職とする。
- 第 12 条 会長は本会の事業を遂行するため必要と認めるときは、顧問を委属することができる。
- 第 13 条 本会の会務を処理するため幹事若干名（内常任幹事2名）及び事務局に書記若干名を置き、何れも会長が任命する。
2. 常任幹事は会長の命をうけ本会の事務を処理する。
3. 幹事は常任幹事を補佐する。
4. 書記は上司の命をうけ本会の運営庶務会計の実務を処理する。書記の給料、諸給与、旅費等は県職員の例により支給する。

第 5 章 会 議

- 第 14 条 会長は会議を招集し、その議長となる。
- 第 15 条 会議は総会にあっては会員、理事会にあっては、理事の2分の1以上が出席しなければ成立しない。ただし代理を出席させることができる。
- 第 16 条 会議の議事は出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第 17 条 総会は次の事項を議決する。
1. 規約の制定、改廃
2. 予算及び決算
3. その他重要な事項
- 第 18 条 理事会は会長、副会長及び理事をもって組織し会長が必要と認めるとき、または理事の2分の1以上の請求があったとき、これを招集する。
- 第 19 条 総会は毎年1回これを開く。ただし会長において必要と認めるときは臨時総会を開くことができる。

第 20 条 災害や疫病の発生等、やむを得ない理由により、会長が会議の招集が適当でないと判断する場合は、会議に代えて、可否の表示を記した書面の提出を求めることで議事を決することができる。

第 6 章 会 計

第 21 条 本会の経費は次の各号に定めるところによる。

- (1) 基本割会費
 - 市年額 5,000 円
 - 町年額 2,000 円
 - 賛助会員年額 5,000 円～50,000 円
- (2) 河川海岸事業負担金
 - 市町河川海岸事業について、当該市町の県事業費の前年度決算額に対し、 $3/1,000$ を乗じた額
- (3) 災害復旧事業負担金
 - 市町の災害復旧事業（河川・海岸災に限る）について、当該市町の県事業費の前年度決算額に対し、 $1.5/1,000$ を乗じた額
2. 前項各号によりそれぞれ算出した負担金の限度額は政令指定都市については 30 万円、市（組合を含む）については 20 万円、町については 13 万円とする。
3. 第 1 項によりそれぞれ算出した負担金の額について、1,000 円未満の端数は切り捨てる。
4. 特別な事情がある場合については、総会の議決により第 1 項第 2 号及び第 3 号の負担金の額を減免することができる。

第 22 条 毎会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
(附則)

この改正は、令和 3 年 6 月 28 日から施行する。

(附則)

この改正は、令和 2 年 6 月 4 日から施行する。

(附則)

この改正は、令和元年 5 月 30 日から施行する。

(附則)

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この改正は、平成 19 年 5 月 31 日から施行する。

(附則)

この改正は、平成 17 年 6 月 21 日から施行する。

(附則)

この改正は、平成 13 年 5 月 30 日から施行する。

(附則)

この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規約は、昭和 43 年 7 月 4 日から施行する。
但し収支予算については昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

昭和 36 年 1 月 29 日から適用した静岡県河川海岸協会の規約及び昭和 32 年 8 月 10 日から施行した静岡県防災協会の規約は廃止する。